

住環境整備促進助成制度の概要

1 助成制度の区分及び内容

(1) 改修工事に対する助成	助成対象	助成額
村内の築 15 年以上の居住用住宅の改修	改修費用 100 万円以上	30 万円

(2) 除去工事に対する助成	助成対象	助成額
村内の老朽居住用住宅の解体並びに除去 (所有者が村外の場合も対象)	除去費用 100 万円以上 のもので、その廃棄物 処理費用	費用額 (50 万円 を限度)

(3) 屋外排水設備工事に対する助成	助成対象	助成額
農業集落排水処理施設又は個別排水処理施設に 接続するための屋外排水設備工事	接続工事費用	3 分の 1

(4) 空き家住宅購入に対する助成	助成対象	助成額
ア 空き家住宅を購入し、住み替えする場合	購入費用	2 分の 1 (30 万円 を限度)
イ 上記の空き家住宅購入に伴い、その敷地を 併せて購入する場合	購入費用 20 万円以上	10 万円

助成制度については、平成 22 年 4 月から平成 25 年 3 月までの時限事業とする。
(2)(3)の 1 万円未満、(4)の 10 万円未満の端数については、切り捨てとする。

初山別村住環境整備促進助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の改修工事、住宅の除去工事及び空き家住宅購入に係る費用の一部を助成することにより、住宅の改修を促進するとともに快適で良好な住環境の整備並びに景観の向上を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供する部分(以下「居住部分」という。)を有する建物をいう。ただし、居住部分と非居住部分とが結合されている建物については、そのうちの居住部分のみをいう。
- (2) 改修工事 住宅の改築、増築、修繕及び模様替えのうち、別表に掲げる工事をいう。なお、住宅以外の建物を居住の用に供するための改修工事を含む。
- (3) 除去工事 居住の用に供さなくなった老朽住宅を解体し、除去する工事をいう。
- (4) 屋外排水設備工事 初山別村農業集落排水処理施設又は初山別村個別排水処理施設に接続するための排水管を、住宅に設置する工事をいう。
- (5) 空き家住宅購入 空き家住宅を購入することをいう。
- (6) 村内建設業者 初山別村内に事業所又は営業所等を有し、建設業を営む者又は建設工事を業としている村内の事業者をいう。

(助成の内容)

第3条 村長は、改修工事、除去工事、屋外排水設備工事及び空き家住宅購入(以下「改修工事等」という。)に係る費用の一部を助成するため、毎年度予算の範囲内で助成金を交付するものとする。ただし、改修工事及び屋外排水設備工事に対する助成金の交付は、同一住宅について1回限りとする。

(助成対象となる改修工事等)

第4条 助成金の交付対象となる改修工事等は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 改修工事 村内建設業者が行う住宅(建築後15年を経過しているものに限る。)の改修工事で、改修工事に要する費用の額が100万円以上のもの
 - (2) 除去工事 村内建設業者が行う除去工事で、除去工事に要する費用の額が100万円以上のもの
 - (3) 屋外排水設備工事
 - ア 初山別村農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例(平成16年初山別村条例第3号)の規定により施工される屋外排水設備工事
 - イ 初山別村個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例(平成18年初山別村条例第15号)の規定により施工される屋外排水設備工事
 - (4) 空き家住宅購入
 - ア 空き家住宅を購入すること
 - イ 空き家住宅購入に併せて敷地を購入する場合で、当該敷地購入に要する費用の額が20万円以上のもの
- 2 前項に規定する改修工事等に要する費用には、次の各号に掲げる額は含まないものとする。
- (1) 住宅と当該住宅以外の部分を合わせた改修工事等の場合は、当該住宅以外の部分の床面積(当該改修工事等に係る床面積に限る。以下同じ。)を当該住宅部分の床面積(当該改修工事等に係る床面積に限る。)と当該住宅以外の部分の床面積の合計で除して得た割合に、当該改修工事等に要する費用を乗じて得た額
 - (2) 改修工事等を行うに当たって、村その他の地方公共団体又は国から補助又は補償等を受けたときは、当該改修工事等に要した費用の額

3 第1項第1号に規定する改修工事に要する費用には、次の各号に掲げる額は含まないものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の給付を受けたときは、当該住宅改修に要した費用の額
- (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定に基づき、村長が定める日常生活上の便宜を図るための居住生活動作補助用具の設置に伴う住宅の改修費について、本村が行う制度により当該改修費の給付を受けたときは、当該住宅改修に要した費用の額（助成金の交付対象者）

第5条 助成金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、前条第1項に規定する改修工事等を行う者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本村に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に記載されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく外国人登録原票に登録されている者をいう。）又は本村に住所を有することとなる者
- (2) 改修工事等を行う住宅の所有者又はその親族等であつて、かつ、当該住宅に現に居住している者又は改修工事等を行う住宅に居住しようとする者
- (3) 村税その他村の税外収入に滞納がない者

2 前条第1項第2号に規定する除去工事にあつては、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、住宅の所有者を交付対象者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、この要綱の目的の達成に支障が生じると村長が認める者は、交付対象者としなないことができる。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 改修工事 30万円
- (2) 除去工事 工事に伴う廃棄物の処分施設における受け入れ費用の額とし、50万円を限度とする。ただし、その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (3) 屋外排水設備工事 工事費用の額の3分の1とし、その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (4) 空き家住宅購入
 - ア 空き家住宅購入費用の額の2分の1とし、30万円を限度とする。ただし、その額に10万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - イ 敷地を購入した場合は、10万円を加算するものとする。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、住宅の改修工事等の着手前に、村長に申請しなければならない。ただし、特別な事情があると村長が認めた場合は、この限りでない。

（助成金の交付決定等）

第8条 村長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

2 村長は、助成金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（助成事業の変更等）

第9条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付の決定を受けた改修工事等（以下「助成事業」という。）を変更又は中止若しくは廃止（以下「変更等」という。）しようとするときは、あらかじめ村長に変更等の承認の申請をしなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 村長は、前項の規定に基づく変更等の承認の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定し、当該申請をした助成事業者に通知するものとする。

(着手の届出)

第 10 条 助成事業者は、助成事業に着手したときは、速やかに村長に届出なければならない。

(完了の届出)

第 11 条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに村長に届出なければならない。

(完了検査)

第 12 条 村長は、前条に規定する完了の届出を受けたときは、当該届出を受けた日から 14 日以内に指定した職員に実地検査をさせ、当該助成事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査するものとする。

2 村長は、前項に規定する検査の結果適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、当該助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の交付)

第 13 条 助成事業者は、前条に規定する額の確定通知を受けたときは、助成金の請求書を村長へ提出するものとする。

2 村長は、前項に規定する助成金の請求書を受領したときは、当該請求書を受領した日から 30 日以内に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第 14 条 村長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は助成金の交付を受けたとき

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき

2 村長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、取り消しを受ける助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の返還)

第 15 条 村長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、助成金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱の施行について必要な事項は、要領で定める。

附 則

1 この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令は、平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 この訓令の失効前に交付の決定を受けた交付対象者に対する助成金の交付及び返還については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第2条第2号関係）

区 分	改 修 工 事 の 内 容
改築工事	既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事
増築工事	既存の住宅部分の存しない箇所に、住宅部分の床面積を増床する工事又は住宅部分以外の部分を住宅部分に変更し、住宅部分の床面積を増床させる工事
修繕及び模様替え工事	<p>1 住宅の耐久性を高めるための工事で、次の各号に掲げる工事とする。</p> <p>(1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井等の修繕工事</p> <p>(2) 塗装工事</p> <p>(3) 建物の嵩上げ工事又は床を高くする工事</p> <p>(4) その他耐久性を高めるために必要な工事</p> <p>2 住宅の安全上又は防災上必要な工事で、次の各号に掲げる工事とする。</p> <p>(1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事</p> <p>(2) 柱、はり等について有効な補強を行う工事</p> <p>(3) 筋かい、火打ち等による補強工事</p> <p>(4) 外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事</p> <p>(5) 屋根を不燃材料で葺き替える等の工事</p> <p>(6) 避難設備、防火設備及び換気設備の工事</p> <p>(7) その他安全上又は防災上必要な工事</p> <p>3 住宅の居住性を良好にするための工事又は住宅の衛生上必要な工事で、次の各号に掲げる工事とする。</p> <p>(1) 間取りの変更等模様替えを行う工事</p> <p>(2) 開口部等を設ける工事</p> <p>(3) 台所、浴室又は便所を改良する工事</p> <p>(4) 建具の取替え等の工事</p> <p>(5) 壁紙の張替え工事</p> <p>(6) 断熱構造化工事及び遮音工事</p> <p>(7) その他居住性を良好にするため、又は住宅の衛生上必要な工事</p> <p>4 住宅の環境性能を良好にする工事で、次の各号に掲げる工事とする。</p> <p>(1) 太陽光発電施設を設置する工事</p> <p>(2) 高効率給湯器を設置する工事</p> <p>(3) オール電化工事</p> <p>(4) その他環境性能を良好にするために必要な工事</p>